

# 社会福祉法人豊岡平聖福社会 役員等報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊岡平聖福社会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員等とは、役員等のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員等とは、常勤役員等以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 当法人の役員等に対しては、報酬を支給する。

- 2 前項に掲げる報酬は、評議員に対して、定款第8条に定める額を超えない範囲で支給することができる。
- 3 第1項に掲げる報酬は、理事に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で支給することができる。
- 4 第1項に掲げる報酬は、監事に対して、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で支給することができる。

## (常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬の額は、別表1の区分に応じて定めるものとする。

## (非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2の区分に応じて定めるものとする。

## (出張旅費の算定方法)

第6条 役員等が法人の業務に関し出張した場合には、別表3に定める額とし、出張終了後1週間以内に出張旅費の精算をしなければならない。

## (報酬の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- (1) 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (2) 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

## (端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

## (公表)

第9条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職	区 分	金額 (日額)
理事	理事会への出席	13,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	13,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

役職	区 分	金額 (日額)
理事	理事会への出席	13,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	13,000円
監事	理事会、評議員会への出席	13,000円
	監事監査指導等報酬	25,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	13,000円
評議員	評議員会への出席	10,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表3 (出張旅費)

日 当	旅 費
3,000円	領収書による実費精算